

令和7年9月24日

報道各位

新潟市長

職員の懲戒処分の公表について

このことについて、下記のとおり公表いたします。

記

(1) 処分の内容

- ①被処分者 秋葉区役所 40歳代 係長級職員
- ②処分内容 懲戒処分 減給10分の1 1箇月
- ③処分年月日 令和7年9月24日

(2) 処分事案の概要

業務上の必要性及び権限がないにも関わらず、以前に所属していた部署が管理するサーバ等（市民の個人情報は含まれていない）にアクセスを試み、一部のサーバ等に実際にアクセスしたものの。

また、勤務時間中に業務用パーソナルコンピュータを使用し、業務に関係ないインターネットサイトを閲覧していた。

(3) 処分にかかる総務部長コメントとして

法令遵守や高い行動規範を求められる公務員の立場にありながら、本事案を起こしたことは誠に遺憾であり、市民の皆様の信頼を著しく損なう結果となりましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

今後はこのようなことが起こらないよう、全職員に情報セキュリティポリシーの遵守の徹底、公務員としての自覚を喚起し、組織をあげて一層の綱紀粛正に取り組んでまいります。

【お問い合わせ先】

新潟市総務部人事課

課長補佐 齋藤

（電話 025-226-2489）